「平成２８年熊本地震」の特定被災地域の皆様へ

「平成２８年熊本地震」に伴う特例措置により特定被災地域内に主たる事務所を有する不動産鑑定業者の登録更新後の登録年月日は「平成２８年１０月１日」となります。

（登録有効期間は平成２８年１０月１日から５年です。）

平成２８年４月１４日に発生した「熊本地震」の災害被害者の権利利益の保全等を図るため、特定被災地域(※)内に主たる事務所を有する不動産鑑定業者に対し、登録有効期間を平成２８年９月３０日まで延長する措置を行うこととなりました。

更新後の登録年月日が一律に平成２８年１０月１日となり、登録有効期間は平成２８年１０月１日から５年となります。

なお、平成２８年９月３０日までは更新前の登録番号、登録年月日になります。

※特定被災地域とは、平成２８年熊本地震に際し災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された市町村の区域をいう。

［参考］不動産の鑑定評価に関する法律

第二十二条　不動産鑑定業を営もうとする者は、二以上の都道府県に事務所を設ける者にあつては国土交通省に、その他の者にあつてはその事務所の所在地の属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けなければならない。

２　不動産鑑定業者の登録の有効期間は、五年とする。

３　前項の有効期間の満了後引き続き不動産鑑定業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

イメージ

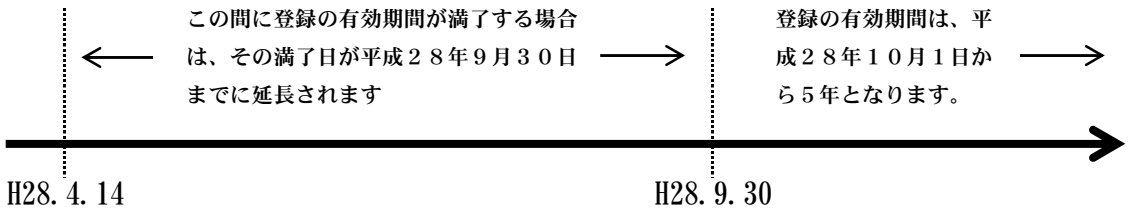

今般の特例措置等に関するご質問等につきましては、下記担当までお問い合わせ下さい。

問い合わせ

〒８１２－００１３

福岡市博多区博多駅東２丁目１０番７号

国土交通省　九州地方整備局　建政部　建設産業課　鑑定評価指導係

TEL０９２－４７１－６３３１（内線６１５５）